

特定自主検査 お済みですか？

— 作業前に検査済標章を確認しましょう —



特定自主検査対象機械



車両系建設機械

●整地・運搬・積み込み用機械

ブルドーザー モーターグレーダー



トラクター・ショベル
(クローラ式) (ホイール式)



スクレーパー



スクレープ・ドーザー



ざり積機

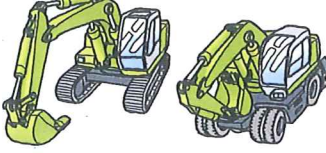


●掘削用機械

パワー・ショベル



ドラッグ・ショベル
(クローラ式) (ホイール式)



ドラグライン



クラムシェル



バケット掘削機



トレンチャー

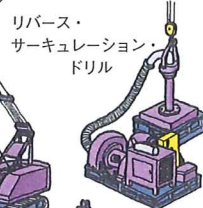


●基礎工用機械

杭打機・杭抜機



アース・ドリル



●締固め用機械

ロードローラー



タイヤローラー



振動ローラー



ハンドガイドローラー



●コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車



●解体用機械

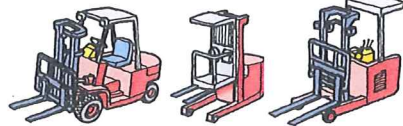
ブレーカ



車両系荷役運搬機械

●フォークリフト

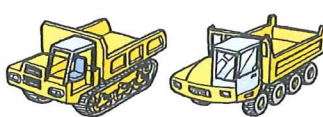
(カウンターバランス式) (ピッキング式)



(リーチ式)

●不整地運搬車

(クローラ式) (ホイール式)



高所作業車

(トラック式)



(クローラ式)



(ホイール式)



(X式)



特定自主検査とは

車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、事業者は1年を越えない期間ごとに1回（ただし不整地運搬車は2年を越えない期間ごとに1回）、定期に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査（年次検査）のことを**特定自主検査【特自検】**といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。

